

農地の貸借に関する制度や手続きを紹介します

農地の貸借(農地転用以外)には、次のいずれかの手続きが必要です。
それぞれ要件がありますので、詳しくは、農業委員会事務局へお問い合わせください。



手続き		農地法第3条申請	利用権設定	農地中間管理事業
根拠法令		農地法	農業経営基盤強化促進法	農地中間管理事業の推進に関する法律
貸し手		原則、地権者	原則、地権者	原則、地権者
借り手		耕作者 (要件あり)	認定農業者 認定新規就農者 その他市長が認める者	農地中間管理機構(借り手は、機構から借受けします)
窓口		農業委員会	農業委員会	(公社)みやぎ農業振興公社 名取市農林水産課 名取岩沼農業協同組合
主な特徴	契約期間	契約期限が到来しても、貸し手と借り手による解約の合意がない限り、原則賃貸借は解約されません(農地法の法定更新)。	賃貸借の期間が満了すれば、貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。(双方の希望により再設定も可能)	賃貸借の期間が満了すれば、貸し手は賃貸していた農地を自動的に返還してもらえます。
	賃借料	賃貸借契約書に記載の方法で行います。	借受人が期限までに賃貸人へ支払います。	機構から直接賃借料を受け取ることができます。

※ 売買の場合は、農地法第3条申請、利用権設定のいずれかの手続きになります。それぞれ要件がありますので、詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。